近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成20年度第2回) 議事録(速報版)

- 1.日 時 平成20年11月11日(火) 13:55~16:50
- 2.場 所 國民會館 12階 武藤記念ホール
- 3.出席者

委員 吉川和広 委員長 池淵周一 委員、服部保 委員、槇村久子 委員、松川雅典 委員 (欠席委員)黒田勝彦 委員、篠﨑由紀子 委員、戸田清子 委員、 林宜嗣 委員、山下淳 委員

事務局 近畿地方整備局長、副局長、総務部長、企画部長、建政部長、 河川部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

4.議事

- (1)開 会
- (2)あいさつ(近畿地方整備局局長)
- (3)事業評価監視委員会審議
 - 1)審議
 - ・姫路港広畑地区多目的国際ターミナル整備事業
 - ・淀川河川公園事業
 - ·加古川直轄河川改修事業
 - · 揖保川直轄河川改修事業
 - ・東播海岸直轄海岸保全施設整備事業
 - ・亀の瀬地区直轄地すべり対策事業

(4)閉 会

5.審議結果

再評価の審議

・姫路港広畑地区多目的国際ターミナル整備事業

審議の結果、「姫路港広畑地区多目的国際ターミナル整備事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。

・淀川河川公園事業

審議の結果、「淀川河川公園事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針 (原案)のとおり継続でよいと判断される。

・加古川直轄河川改修事業

審議の結果、「加古川直轄河川改修事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、「河川整備計画が策定されるまでの当面の間、事業を継続する。」との対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。

揖保川直轄河川改修事業

審議の結果、「揖保川直轄河川改修事業」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、「河川整備計画が策定されるまでの当面の間、事業を継続する。」との対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。

・東播海岸直轄海岸保全施設整備事業

審議の結果、「東播海岸直轄海岸保全施設整備事業」の再評価は、事業評価 監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められ ており、対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。

・亀の瀬地区直轄地すべり対策事業

審議の結果、「亀の瀬地区直轄地すべり対策事業」の再評価は、事業評価監 視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められて おり、対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。

6.報告

4 府県知事の共通認識が出たことを踏まえて、各府県の考えをお聞きしていくとともに、まだ正式な意見が出たわけではないが、ダム事業については、個別に調整する必要があるので、事業毎に関係府県と調整を始めたい旨、事務局より報告があった。

以上